

〈論 文〉

# 台湾の正体字フォントの標準字体化と その普及に関する一考察

渡 邊 俊 彦

## 要 旨

本稿は、台湾で過去において標準字体に準じていなかったコンピュータ用のフォントが標準字体に改められ普及にまで至った事例に着目し、昨今の正体字フォントが教育部により整理された標準字体に準じる流れを考察することで、現在台湾の一般用途で広く使われる正体字フォントの現状を見出すことを目的とした。その為に、第一に教育部が行った文字整理からフォントと関連する事項をまとめ、第二にそれが手書きの規範からフォントになるまでの経緯を整理した上で、第三に一般社会で広く使用されるWindowsに付属するフォントと標準字体の関係および現状を考察し、最後に実際の公文書等における文書作成および教育分野に関する事例、ならびに漢字の書き方を特に強調して指導する必要があるとされる教育分野の一例として華語文教育における教科書のフォントについて考察を行う。その結果、次の二つを結論とした。(1)1970年に教育部を発端とした字形画一化は、現代のコンピュータ上におけるフォント標楷體がWindowsの普及に付随し一般社会に浸透したことで、画一化された段階である。(2)現在の台湾では、使用者がフォントの種類を変更するなどして標準字体に準じたフォントを選んで利用するのではなく、2006年頃に従来のフォント自身が標準字体に置き換えられた。これにより、初期設定では標準字体による印刷のみが可能となっていることが特徴的であると言える。

キーワード：台湾華語，繁体字，簡体字，標楷體，漢字

## 1. はじめに

本稿は、台湾で過去において標準字体に準じていなかったコンピュータ用のフォント<sup>(1)</sup>が標準字体に改められ普及にまで至った事例に着目し、昨今の正体字<sup>(2)</sup>フォントが台湾教育部<sup>(3)</sup>により整理された標準字体に準じる流れを考察することで、現在台湾で一般的に使われる正体字フォントの現状を見出すことを目的とする。標準字体とは、それまで異字体や俗字の多かった漢字について、教育部により手書きをした際の正しい字形をまとめた1983年「常用國字標準字體表」の文字を指す。標準字体はその後、当時主流であった活版印刷の字形統一を経て、現在は正体字フォントの一種として、コンピュータで標準字体の表示と印刷を可能とさせ、台湾など正体字を使用する地域でなおも日常的に利用されている。ところが、標準字体のフォントがコンピュータの一般利用に普及した過程をみた場合、比較的長きに渡りフォントは標準字体に準じない字形が主流であった。すなわち、コンピュータで作成される文書に標準字体が常用されるという現在の状況は、過去においては限定的であった。

標準字体に関する資料については、世界華語文教育會（2012, p. 296）が詳しく、公布に至るまでの時系列ならびに関係行政機関や人物を網羅しており、標準字体に準じていなかったフォントが後に標準字体に準じたことについても触れてはいるが、フォントへの具体的な考察にまで踏み込んだものではない<sup>(4)</sup>。そこで本稿は、標準字体が現在のコンピュータ用フォントになった経緯を踏まえた上で、現在コンピュータの利用において使用される正体字フォント全般を検討することは、正体字フォントが標準字体に準じた流れを見るための一つの手がかりであると考えた。

以上より、第一に教育部が行った文字整理からフォントに関連する事項を時系列でたどり、第二にそれが手書きの規範からコンピュータのフォン

トになるまでの経緯を整理した上で、第三に一般社会で広く使用される Windows に付属するフォントおよび教育部標準字体の関係と現状を考察し、最後に実際の公文書等における文書作成から教育分野に関する事例、ならびに漢字の書き方を特に強調して指導する必要があるとされる教育分野の一例として華語文教育における教科書のフォントについて考察を行うこととした。これら一連の考察によって、台湾の正体字フォントと標準字体の使用を巡る関連性をはっきりさせ、非標準字体であったフォントが標準字体となった事例についてのまとめをしたい。

## 2. 台湾の正体字フォント

### 2.1. 台湾教育部における字形整理の概要

台湾における字形制定に関しては、世界華語文教育會（2012）の整理が近年最も詳しい。以下、特にフォントと関連する事項のみ引用してまとめ、標準字体フォント登場までの流れをみていく。

漢字は異字体や俗字を含めると膨大な数が存在するとされるが、台湾でその文字の整理について着手が見られたのは、1970年のこととされる。教育部によって、「科学的な方法によって国字（漢字）を整理すること」の必要が唱えられ、翌1971年には(1)国民常用字の整理、(2)常用語彙の公布、(3)標準字体の制定<sup>5)</sup>ならびに活版印刷書体の鑄造、(4)印刷字体の画一化、を図る方針がたてられた。

1973年、国立台湾師範大学国文研究所の林尹所長は教育部より、国民常用字と標準字体の策定に関する研究を要請され、その成果は「常用國字標準字體表」として1979年5月に完成される。その後、教育部は「常用國字標準字體表」をもとに、各界で検討を経た後、原案から137字について追加修正を施し、この表には4,808字の「標準字体」が収録されることとなった。

そして、この表は1980年6月に正中書局より「常用國字標準字體表（訂正本）」として印刷発行がなされ、同年8月1日には教育部より「常用國字標準字體表」が仮公布され、その仮公布の間を試用期間<sup>(6)</sup>として、その後1983年には正式の公布に至った。続いて、新たに「常用國字標準字體表」に未収録であった6,341字を、常用の次によく使われる「次常字」として、「次常國字標準字體表」を1983年12月に公布した。これら二種の字体表の公布によって、手書きの字形について規範の見本が完成された。

当初、これらの完成によって、活版印刷書体も手書きに準じる標準字体に統一され、教育部の推奨する漢字の字形が画一化されると期待されたが、時代的背景、特にコンピュータと印刷技術の結合により、活版印刷は淘汰され始めることとなる。そのため、活版書体の規範を示すことのみでは、次世代におけるコンピュータ印刷の字形まで画一化させることが難しくなった。

しかしその一方で、「常用國字標準字體表」と「次常國字標準字體表」は、小学校の国語教育で特にその成果を見せていたとされる。例えば、この時期の教科書は、標準字体表に沿った字形で活版印刷が行われており、教育部が主管とする教育の分野においては、「常用國字標準字體表」と「次常國字標準字體表」に準じた印刷がこの時から標準化されていたとされる（世界華語文教育會，2012，p. 291）。つまり、活版印刷のための字形の鑄造は、コンピュータ印刷という技術の進化に直結させるような対応をとることが難しかったが、教育分野で字形の規範に則した印刷を達成させたことは一定程度の意味がある。これにより、教育分野において、教科書の印刷が今後コンピュータを用いて印刷されることを見据えたフォント開発メーカーに対して、標準字体フォントの開発が必然であると示す契機となったと考えられる。

## 2.2. 標準字体フォントの公開

前述のとおり、コンピュータと印刷技術の発展といった時代的背景を受けて、活版印刷字形の鋳造の後、教育部は次の段階として、台湾での標準字体に準じたコンピュータ用フォントの開発を推し進める。世界華語文教育會（2012）によると、教育部社会教育司、教育部国語推行委員会および教育部国立編訳館によりそれについての検討が開始され、その後、フォント開発は教育部のもと威鋒數位開發股份有限公司<sup>(7)</sup>（台北市、DynaComware Corp.）によって、素案となる「國字標準字體楷書母稿」が1993年に完成され、翌1994年に公開される。その翌1995年には、「國字標準字體楷書母稿（教育部標準楷書<sup>(8)</sup>）」および「國字標準字體宋體母稿（教育部標準宋體）」の二種類が公開され<sup>(9)</sup>、それぞれ楷書体と宋体<sup>(10)</sup>の規範がコンピュータ用のフォントファイルとして完成された<sup>(11)</sup>。

1970年より教育部主導のもと始まった文字の整理は、活版印刷の鋳造による活字の標準字体化を経て、1995年にはコンピュータ用フォントの見本として一般公開され、これにより現代における標準字体フォントが広く出回り、標準字体に準じたフォントによる印刷物がより一般化するのではないかと考えられた。しかしながら、世界華語文教育會（2012, p. 296）によると、教育部はその管轄を教育分野に限られていることから、標準字体に準じたフォントの利用実態は、教育分野に止まっていたとされている。実際にも、教育部の管轄外である新聞の印字等には、標準字体に準じていないフォントの利用も依然と多く見られた。これについては、教科書の印刷のみ標準化ができた活版印刷の時期となおも似通った状況であったと言える。

その一方、教育部としては、各フォント開発メーカーが、「國字標準字體楷書母稿」および「國字標準字體宋體母稿修正版」に準ずるフォントの開発が順調にできるよう、1997年に「國字標準字體審查要點」で、標準

字体に完全対応するフォントとして教育部が認証する手続きを、要綱としてとりまとめている。その要綱の目的の項は次の(1)-(3)のとおりであるが、これより標準字体フォントの普及によって、印刷物の字形の標準化を目的とするだけに留まらず、インターネットにおける中国語情報処理に関する領域まで、文字の字形標準化によって整備することを模索していたことが読み取れる。

- (1) 国字標準化政策の推進を加速させるため、文字の標準化と統一を促進する。
- (2) 国内のコンピュータシステムの国字字形環境を整合し、中国語による情報統一化の需要に応える。
- (3) 国際的なデータ交換において、中国語による情報提供の効果を発揮する。

(国字標準字体審査要點「貳、目的」より<sup>(12)</sup>)

ところが、この要綱は公開から20年を経た2013年には廃止されている。廃止の直接的な理由は管見の限り言及している文献は見当たらないが、当初のこれら三つの目的はすでに達成され、新たなフォントに対し認証をする必要がなくなったと見るのが妥当ではないかと考えられる。その理由として、特に(1)については、要綱は楷書と宋体のみ審査の対象とするとあり、後述するが一般用途にスタンダードとなり得るフォントが20年の間に登場していることが比較的大きいと考えられる。(2)と(3)は、インターネットにおける文字コードとも若干関連があると考えられ、多言語処理の需要に充分耐えうるUnicodeの普及により、おおむね解決がなされたのではないかと考えられる。

以上の流れから、教育部によって標準字体フォントの規範が公開され、普及に向けた下準備が大方整ったと言える。しかし、前述のとおり一般ユーザーの普及に至るまでは、1995年の公開から更に時間を要すこととなった。そこで次節では、一般ユーザーへの普及に至るまでの流れを詳しく

く見ていくこととする。

### 2.3. 標準字体フォント普及までの経緯

前述のとおり、教育部と共に標準字体フォントの開発に関わったのは威鋒數位開發股份有限公司であったが、それ以外のメーカーの中で、一番初めに國字標準字體審査要點の審査を通過したのは、文鼎科技開發股份公司（新北市，Arphic Technology Co., Ltd.）の「文鼎標準楷體」というフォントであった（世界華語文教育會，2012，p. 290）。一方、フォントメーカーのフォント開発において、教育部はメーカーに対して全てのフォントの字形を標準字体で作成させる強制権を有していないため、市販のフォントは標準字体に準じていないものが多々あった。使用率の最も高い Microsoft Windows<sup>(13)</sup> に標準付属の正体字フォント「新細明體（PMingLiU）<sup>(14)</sup>」でさえ、標準字体の規範に準じていなかったという（世界華語文教育會，2012，p. 296）。

当然ながらフォントというものは、それ単体で利用することができない。フォントは、コンピュータのソフトウェア上で表示を行い、その表示結果をもとに紙などの印刷媒体へプリントアウトされることが、使用される上で大前提である。よって、フォントは一般社会において、フォント自体が普及するのではなく、フォントが利用できるコンピュータの普及が最も強く影響すると言うことができる。台湾でも他国と同様に、一般用途全般においては、Microsoft 社製の Windows を搭載したコンピュータの普及が見られた<sup>(15)</sup>。Windows のコンピュータが広く普及したことで、必然的に Windows に標準インストールされたフォントが、一般ユーザーレベルを中心として広く一般社会で使用されていくこととなる。

まず、この Windows に標準付属の正体字フォント新細明體についてであるが、ファイル属性の著作権の項目から、威鋒數位開發股份有限公司によって 1992 年に開発されたものであることがわかる。教育部による標準

字体の公開が1995年であることから、時期からしても新細明體は標準字体には準じてはいない。図2-1は、李白「登金陵鳳凰台」を、左に「新細明體」、右に「教育部標準楷書」で表示した場合のサンプルである<sup>(16)</sup>。デザイン上、明朝体と楷書体に違いがみられることは当然でありここで取り上げるのではなく、細部について教育部が正しいとする字形と異なる箇所がいくつか見受けられる点に注目したい。

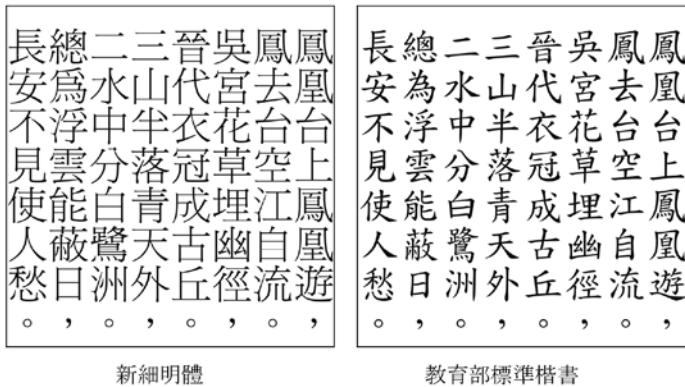


図2-1

例えば新細明體は、「遊」しんによる二点としていること、「江・流・洲」水部の三画目を「レ」のように跳ねていること、「草・落・蔽」艸部は三画としていること、「總」糸部の下部は小のようにしていること、「能」肉部を月としていること等々、教育部が正しいとする標準字体(図2-1右)とは細かな部分で異なっている。そこで、図2-1'の左の新細明體については、標準字体と異なる部分について、網掛けで示し強調した。ただし、図中の同一部首については、最初に出現した字に対してのみ一度だけ網掛けを施した。



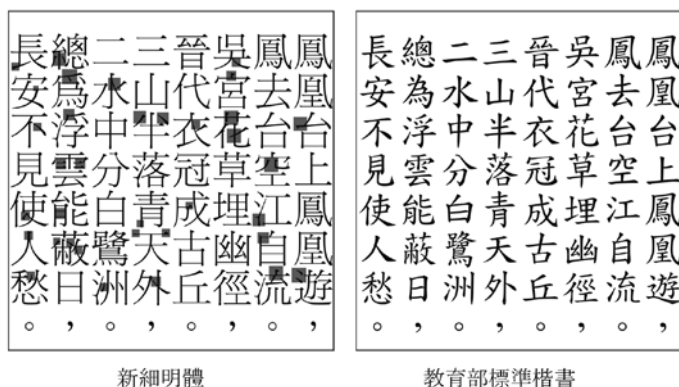
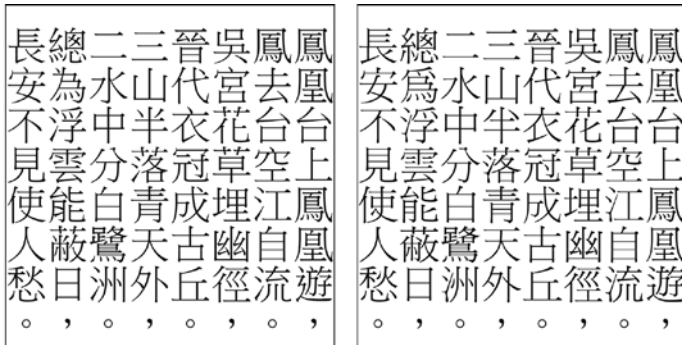


図 2-1'

このように、教育部の標準字体に準じないフォントが、最も普及する Windows のデフォルトフォントとして採用されたことで、例えば Microsoft Word の標準設定で正体字を入力した場合にも、この新細明體により入力されることになり、それにより作成された文書は必然に標準字体に準じない文字で印刷出力される。日本の状況に置き換えるならば、新細明體はいわば MS 明朝のような扱いであり、台湾において文書作成の際に最も選択されるフォントとなった。

この新細明體は、1992 年のリリース時期から見る限り、少なくとも Windows95 が登場する 1995 年以前<sup>(17)</sup> から現時点 2017 年の長きに渡って Windows の正体字デフォルトフォントとして使われてきたこととなるが、2006 年登場の Windows Vista 以降、新細明體に変化が見られることにここでは注目したい。図 2-2 では、左に Windows Vista 以降の（新）新細明體<sup>(18)</sup>、右に Windows Vista 以前の（旧）新細明體を示した。新細明體は 2006 年に教育部標準字体に準ずるフォントに作り直されていることがわかる。例えば、（旧）新細明體と比べると（新）新細明體では、「遊」のしんにようは一点となり、二画目のデザインも、より楷書のデザインに近づ

いた。「江・流・洲」水部の三画目も、「レ」のような跳ねではなくなり、楷書に準じている。新旧を見分ける際には、特に艸部や糸部、「雲」の兩部や、「能」の肉部、「半」や「為」などの字が、デザイン上、差が大きく見分けやすい。また、細かな部分においては、例えば「水」の3画目と4画目の接合点の位置、「青」の5画目「月」のはらいの有無、「愁」の6画目「火」の点の向きなどが作り直されている。



(新) 新細明體

(旧) 新細明體

図 2-2

これにより、2006年以降、新たに購入されるコンピュータに搭載の Windows Vista で作成された文書は、特に自らフォントを変更しない限りは、教育部標準字体に準ずる文字で印刷出力が可能となった。これは、Windows Vista 以降にバージョンアップされた Windows 7 や Windows 8 (8.1)、Windows 10 も同様である。つまり、2章2節で取り上げた1995年の「國字標準字體楷書母稿」および「國字標準字體宋體母稿」から11年を経て、ようやく一般的に普及する Windows のデフォルトフォントが、教育部に準ずる字形となったわけである。しかしながら、Windows Vista より一つ前のバージョンである Windows XP が完全に淘汰されるまでの間は、印刷や表示に使われる Windows のバージョンによって、教育部標

準字体に準じた新細明體と、準じていない新細明體の二種類が混在することとなり、事実上、2006年を境として完全に置き換わったとは言い難いと指摘する。2017年現在も、台湾ではWindowsXP搭載のコンピュータの使用が完全にはいえず、新細明體を用いた印刷物は標準字体に準じるものが多くなったとはいえ、依然として混在が見受けられるため、混在期の終盤と見なせる。

続いて、新細明體以外におけるWindowsの正体字フォントにも触れていくこととする。ただし、以下に挙げるフォントは、使用者がフォントの変更をしない限り選択されないという点がデフォルトフォントの新細明體とは大きく異なる。日本の現状に照らし合わせるとすれば、Microsoft Wordにおいて一般的にはMS明朝で入力される文書が、使用者の意図で教科書体フォントに変更が施され印刷されるなどといった具合である。

Windowsにおいて新細明體以外では、「標楷體 (DFKai-SB)」, 「微軟正黑體 (Microsoft JhengHei)」の二種が、正体字フォントである。後述の中国本土におけるいくつかのフォントも正体字を表示することができるが、こちらは中国本土における標準字形の規則に基づいているため、本節では例外として扱い、また同様に「Arial Unicode MS」も正体字の表示ができるが、これは正体字に限らず簡体字や日本語、韓国語をはじめとするアジア諸国の文字を網羅した特殊なフォントであり、正体字専用設計されたとは言えず、更には台湾においても印刷に常用されないため例外とした。

標楷體は、ファイル属性の著作権の項目から、新細明體と同じく威鋒數位開發股份有限公司によって1992年に開発され、台湾のWindowsにおいては標準付属されている。また、このフォントは、フォント名こそ異なるものの「教育部標準楷書」とデザイン上ほぼ同一であり<sup>(19)</sup>、規範として教育部により公開したものが名称を変えてWindowsに付属されたものであると言って語弊はないものと考えられる。ここから分かるとおり、台

湾の Windows においては、使用者がフォントを意図的に標楷體へ変更することで、標準字体に完全に準じた文字で文書を作成することが可能な環境が揃っていると言える<sup>(20)</sup>。

微軟正黑體は、Windows Vista 以降で付属されたフォントであり、比較的最近となる 2006 年以降に登場したフォントで、これも教育部の標準字体に準じている。標準字体に準じた新細明體が Windows Vista で付属されたことから、やはりこの時期を境に、台湾におけるフォントの標準字体化がより進んだことが指摘できる。図 2-3 は、標楷體と微軟正黑體の表示例であり、図 2-2 の（旧）新細明體と比べて見ると、どちらも教育部の標準字体に準じていることが分かる。

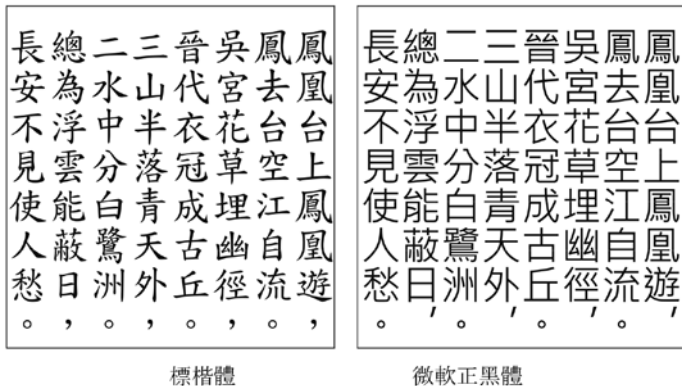


図 2-3

ここまで、台湾における標準字体フォント普及の経緯について、Windows の普及を軸として、一般ユーザへの普及を考察した。台湾のコンピュータを用いた表示および印刷環境は、1992 年頃から 2006 年頃まで、教育部標準字体に準じていない「(旧) 新細明體」が主に使用されており、その後、2006 年に教育部標準字体に準じた字形の「(新) 新細明體」へ変更が施されたことに付随するかたちで、新旧が徐々に置き換わった。他方

で、デフォルトでは使用されないが、2006年以前でも使用者が意図的にフォントの変更をした場合に限っては標楷體が、2006年以降は標楷體と微軟正黑體がそれぞれ使用可能であり、教育部標準字体に準じた印刷物を作成することが可能であった。

## 2.4. 中国本土の簡体字フォント

まず、中国本土のフォントの字形に関しては、その根底は中華人民共和国国務院による「漢字簡化方案」（1956年）と「簡化字総表」（1964年）の公布に依るところが多い。ただし、本稿の目的から、これら簡略化の歴史に関しては割愛することとして、ここでは本稿が範疇とする台湾の正体字フォントとの対比が必要である事柄に絞ってまとめることとする。

中国本土のフォントは、簡体字制定の後、中華人民共和国文化部および中国文字改革委員会聯合が公布の「印刷通用漢字字形表」（1965年）で、政府が規範とする簡体字と旧字・異体字・俗字の相違について解説と整理が行われ、同時に、印刷書体と手書きの字形をできる限り一致させることと定めた（胡，2008，p. 183）。その後、「現代漢語通用字筆順規範」（1997年）ならびに「信息処理用 GB13000・1 字符集漢字部件規範」（1997年）において、正しいとされる字形とフォントに関する規則が公布される。これらを経て、中国本土における字形に関する制定は、すでに整理が一段落ついており、一定の成果が出ているとされている（邵，2007，p. 100）。またその後、「中華人民共和国国家通用語言文字法」（2001年）の中でも、規範漢字，すなわち上述の制定に沿った簡体字を使用することが法的にも定められ、特に第十五条「情報処理と情報技術製品の中で使用される国家通用の言語と文字は、国家の規範と基準に符合しなければならない」<sup>(21)</sup>は、当然フォント開発時に字形にも大きな影響を与えているものと考えられる。これによって、中国本土で開発されるフォントは、基本的に全てこれら規則に対応しているものであると見なすことができ、実際にも、

Windowsで標準付属の「新宋体 (NSimSum)」、「黒体 (SimHei)」、「楷  
体 (KaiTi)」、「仿宋 (FangSong)」などの字形を見る限りでも、デザイ  
ン上のみの違いで、字形は規範に準じ手書きと一致している<sup>(22)</sup>。

また、中国の外国人向け中国語教育においても、同法第二十条において  
「外国人向け中国語教育では普通話および規範漢字が使われなければならない」<sup>(23)</sup>とあり、当然そのために作られた教科書の印刷字形も、この影響  
を強く受けるものであると考えられる。

文字に関して、簡体字の制定を経た中国本土では、これを契機として  
フォントについても字形のルール指定を細かく決定しなければならず、そ  
れによって簡体字フォントについては当初より、手書きと字形を一致させ  
る土台が作り上げられていると言える。この一点に関して言えば、中国は  
早い時期からフォントの字形整理を成功させていたとみなすことができ  
る。ただしこれは、簡体字制定の理由のひとつでもある、一般市民におけ  
る識字率の向上をも計画としていたことにも当然つながるであろうし、ま  
た識字率を上げるためには、印刷物の字形も早くから統一する必要があっ  
たためと考えられる。一方台湾では、依然正体字が使われており、中国本  
土の簡体字のように、文字体系の全てが政府の法令に基づいて改革される  
ような状況は経ていない。そのため、2章3節のとおり、フォントの制作  
に関しては教育部が強制権を持たず、中国本土のように開発されるフォ  
ントの全てが標準字体に準ずるものにはならなかった。

## 2.5. 小括

2章1節から2章3節で、台湾教育部における文字整理とフォントの繋  
がり、ならびに一般ユーザーにおける標準字体フォントの普及、そして2  
章4節で正体字フォントの発展を対比する対象として、中国本土の簡体字  
フォントを挙げ全貌をまとめた。そこから、「國字標準字體楷書母稿」お  
よび「國字標準字體宋體母稿」より11年を経た2006年を境目に、ようや

く一般的に普及する Windows のデフォルトフォント新細明體が教育部に準ずる字形となった点に注目した。同様に、2006年に登場した微軟正黒體もそれに準じることとなり、以前から存在する標楷體と合わせると、明朝体・ゴシック体・楷書体の三種において、使用者は教育部に準ずるフォントの利用が可能となった。また、教育部の標準字体に準じない古い新細明體については、それが付属する WindowsXP の Microsoft によるサポートが2014年に既に終了しており、セキュリティ面からしても今後 WindowsXP の利用は台湾でも急速に減っていくことと予想でき、それにより教育部の標準字体に準じない新細明體が付属された全ての Windows の利用は淘汰されていくこととなる。その結果、今後教育用途を含めた一般ユーザーによる文書作成は、ほとんどの場合において教育部の標準字体に準じた前述三種のフォントにより印刷が行われるものと考えられ、つまりは手書きと印刷物の字形一致について問題が解決したと考えられる。

### 3. 台湾における標準字体フォント利用の現状

教育部が主導し行ってきた文字整理と、コンピュータの普及に伴い、一般的に標楷體を選択することで表示および印刷が可能となった台湾の標準字体フォントであるが、本節で教育分野では具体的にどのように使用されているかを整理した上で、本稿の目的を明らかにしていく。

まず、教育部の主導であるため、活版印刷の時代から教科書への採用が主とされ、それ以外の分野においては教育部が全てのフォントメーカーの字形を事細かく指定するには及ばず見本を示すに止まったのは前述のとおりであるが、それゆえに教育分野全般においての使用にはある種の徹底が見られる<sup>(24)</sup>。本章では以下、政府関係機関による文書作成に関する事例の中から教育分野に関する事例を切り出して整理し、その後、具体的に教育分野での扱いを整理することとする。

### 3.1. 政府関係機関による文書作成

政府関係機関による文書作成の際は、國家發展委員會檔案管理局の「政府文書格式參考規範」(2017年4月版)<sup>(25)</sup>により書式フォーマットの統一をはかり頒布するよう参考規範が出されている。文字について、正体字は「楷書フォント」を使うよう指定されており、なおかつ「政府文書格式參考規範」自体が標楷體により印字されていることから、楷書すなわち標楷體であることがうかがえる。一方、教育分野においては、証書や表彰状の参考規範に関して、公文書とは別に項目がたてられ掲載しており、文字について「二種類以上のフォントを使用しない」と制限するに止めており、その書式フォーマットは各学校等教育機関によるとしている。だが、同規範内に教育部卒業証書が範例とされており、やはりここでも標楷體が使われていることからしても、標楷體を用いた文書作成ならびに印刷が正式文書である印象を受ける。

これら文書は、学校等を含む行政機関の職員が附与されたコンピュータを使い文書を作成し印刷することが前提となることから、やはりWindowsの標楷體を参考規範として指定することで、標準字体に準じた印刷物の作成の必要が一定程度求められていると考えられる。

### 3.2. 華語文教学<sup>(26)</sup>における使用

台湾の華語文教学の授業では、留学生が様々な国と地域から集まるといった実情のもと、非漢字圏出身の学習者を考慮し、なおかつ漢字の習得は入門レベルで必須とされる学習目標の一つでもあり<sup>(27)</sup>、教科書や教材作成においても標準字体フォントが積極的に使われる。特に教材作成では、教師が作成したプリント教材等に標楷體と新細明體が混在するなどした場合には、非漢字圏の学習者にとっては異なる文字の種類として誤認識されかねないため、フォントの使用は統一をしたほうがよいとする意見も



見られる（關之英，2012，p. 77）。

教科書については，各大学等に設置された附属機関の語言教学センターで使用される主なものは，次の三種類が挙げられる。『遠東生活華語（葉德明主編，2008，遠東圖書公司）』，『新版實用視聽華語（國立臺灣師範大學主編，2008，正中書局）』，『當代中文課程（鄧守信主編，2015，聯經出版公司）』。これら教科書で，テキスト本文中で使用されているフォントは，遠東生活華語が文鼎科技開發股份有限公司の「文鼎中楷」（図 3-1 左），新版實用視聽華語および當代中文課程は共に文鼎科技開發股份有限公司の「文鼎標準楷體」（図 3-1 右）であった<sup>(28)</sup>。

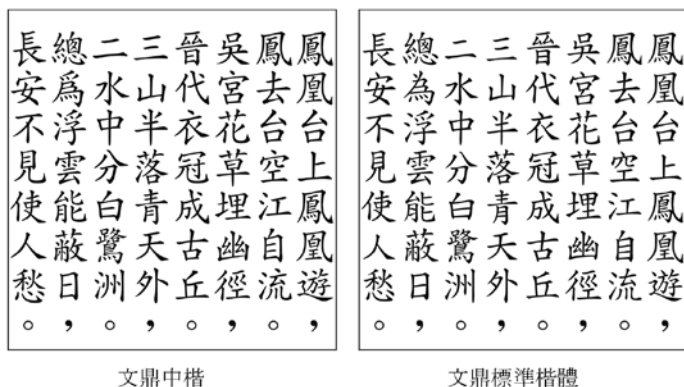


図 3-1

遠東生活華語の文鼎中楷は図 3-1 左において「為」「雲」「能」といった字が特徴的なように，標準字体には準じていないが，他の二冊が教育部の審査を一番最初に通過した文鼎標準楷體を使用している。華語文教育においては，非漢字圏の学生に漢字の書き方指導を行う都合上，市販の教科書においても，やはり教育部標準字体に準じたフォントの使用が推奨されるべきである。

#### 4. まとめ

本稿は、台湾における標準字体フォントについて、第一に教育部が行った文字整理の概要を時系列でたどり、第二にそれが手書きの規範からコンピュータのフォントになるまでの経緯を整理し、第三に一般社会で広く使用される Windows に付属するフォントと教育部標準字体の関係と現状を考察し、最後に実際の公文書等における文書作成および教育分野に関する事例ならびに漢字の書き方を強調して指導する必要がある華語文教育における教科書のフォントについて考察を行った。その結果より本稿が指摘できる点は、次の二つである。

一つ目は、台湾教育部による標準字体に対応したフォント標楷體は現時点で全ての Windows に付属されていることから、使用者が意図としてフォントを変更することにより、作成する文書を標準字体に準じて印刷することが可能である環境が揃っている。つまり、1970年に教育部を発端とした文字整理と活版印刷の字形画一化は、現代のコンピュータ上における標楷體が Windows の普及に伴うかたちで一般社会に浸透したことで、画一化が大方達成された段階と見なすことができる。また、Windows において正体字のデフォルトフォントである新細明體は当初、教育部の標準字体に準じていなかったが、2006年を契機に標準字体に字形が作り直されている。これはつまり、同一名称のフォントの内部デザインが大幅に変わるといった現象であり、例えるなら MS 明朝と名乗る日本語フォントが、ある年を境に急遽、字形の見た目が大きく変わることに等しい。現段階の日本においては MS 明朝のデザインが大幅に変わったことは見受けられないが<sup>(29)</sup>、しかし台湾ではこれに相当することが実際 2006年に起きている。そして、標準字体に準じていない新細明體は、旧バージョンの Windows のサポートが終了したことに伴い、今後は使用されることが

減っていく見通しとなり、従来使用者は意図的に標楷體にしなければ標準字体で印刷ができなかった第一段階を経て、デフォルトの新細明體で意図しなくても標準字体での印刷のみできるようになった。この点からも、やはり教育部による字形の画一化は、2006年が大きな節目であったことが指摘できるであろう。

二つ目は、上述の結論と日本とを比較した場合において、日本の文書作成でデフォルトとも言えるフォント MS 明朝は、手書きの習慣とそのデザインは一致しておらず、他方で台湾はデフォルトのフォントを手書きと一致させる動きがあったがゆえ、2006年を契機に Windows の環境に限っては標楷體と新たな新細明體によって画一化を成功させている。つまり日本の場合、フォントは使用者がその都度必要に応じて選択するといったスタンスに止まっているのに対して、台湾はデフォルトのフォント自身に変更を施した。これは、日本の政府機関の文書を手書きと一致させた「教科書体」や「楷書体」等で印刷するといった発想のない日本とは、文書とフォントに対しての状況がかなり異なっている一例と言えよう。

コンピュータを巡る事例は、進化がめまぐるしく、一概に今後も教育部の標準字形に準じた新細明體と標楷體が台湾で使われていくとも限らないが、本稿はフォントを巡った、とりわけ2006年までの流れを踏まえ、現時点までの正体字フォントの環境についての資料的な価値があると考ええる。また同時に、今後の台湾社会における正体字フォント利用の状況にも注目していく必要があると考える。

#### 《註》

- (1) 正体字を印刷するためのコンピュータ用の書体である「フォント」のことを指す。なお、本稿で扱うフォントの定義は、印刷用途に限るものとし、ディスプレイ表示用に特化されたビットマップフォントによる表示のデザインについては扱わないものとする。
- (2) 教育部はいわゆる「繁体字」のことを「正體字」と呼んでいるため、本

稿でも「正体字」の表記に統一した。

- (3) 以下、教育部とする。
- (4) 国語運動についての専門書籍であるため、「使用率の最も高い Windows さえも標準字体に準じていなかったが、現在はすでに標準字体に準じている（世界華語文教育會，2012，p. 296）」と言及するに止まっている。
- (5) 常用國字標準字體表についての考察は，中田（1982，p. 115）のまとめが特に詳しい。
- (6) 試用期間は，三年間とされていた。
- (7) 旧社名は華康科技公司。
- (8) 「教育部標準楷書」と「教育部標準宋體」の名称は，実際にコンピュータ上でフォントを使用する際に表示される名称である。
- (9) 曾（1994，p. 102）によると「國字標準字體楷體母稿」には 13,051 字，「國字標準字體宋體母稿」17,266 字が収録されていた。その他，教育部による文字整理の沿革等についても，曾のまとめが詳しい。
- (10) 日本における明朝体に相当する。
- (11) フォント「教育部標準楷書 (TW-MOE-Std-Kai)」および「教育部標準宋體 (MOESongUN)」は，現在もダウンロードが可能でフォントとして利用できることが確認できる。[http://language.moe.gov.tw/001/Upload/files/SITE\\_CONTENT/M0001/MU/F5.HTML](http://language.moe.gov.tw/001/Upload/files/SITE_CONTENT/M0001/MU/F5.HTML)（閲覧日 2017/10/01）
- (12) 原文「一，加速推動國字標準化政策，以促進文字標準化，統一化。二，整合國內電腦系統國字字形環境，肆應中文資訊統一化需求。三，因應國際資訊交換，發揮中文資訊供應效能。」本文中の日本語は筆者訳。条文全文については，植根法律網 <http://www.rootlaw.com.tw> より閲覧および引用した（閲覧日 2017/07/02）。
- (13) 以下，Windows とする。
- (14) 以下，新細明體とする。カッコ内の英文名は，正体字版 Windows 以外において同フォントを指定する際に使われるアルファベット表記である。
- (15) Apple 社製コンピュータの普及も見られるが，備品として付与される一般事務用 PC のほとんどが Windows のため，本稿では標準字体のフォントに関する状況として Apple 社製コンピュータに付属するフォントは対象としなかった。なお，Windows の世界的普及率は 76% を超えるとされている。<https://www.netmarketshare.com/operating-system-market-share.aspx>（閲覧日 2017/10/08）
- (16) 新細明體は，Windows2000 の環境を用いて筆者が直接フォントを表示し画像を作成した。ファイル属性によるとバージョンは 3.21 である。

- (17) Windows3.1 から付属されていたとされるが、本稿では Windows2000 以前の実機においての確認ができなかったため、Windows95 以前との曖昧な表記にすることに止めた。
- (18) Windows10 の環境を用いて筆者が直接フォントを表示し画像を作成した。ファイル属性によるとバージョンは 7.02 である。漢字の字形は WindowsVista 環境と同一であるとされる。
- (19) 目視で、句点・読点・カンマの位置が若干異なることが確認できるが、漢字においては大きな違いは見られない。
- (20) 日本語版 Windows では、正体字の入力環境を別途設定しない限り、標楷體は標準ではインストールされていない。WindowsXP 以前では、正体字の入力環境を設定しても、日本語版 Windows では標楷體がインストールされることはない。
- (21) 原文「第十五條 資訊處理和資訊技術產品中使用的國家通用語言文字應當符合國家的規範和標準。」本文中の日本語は筆者訳。
- (22) これら以外にも「微軟雅黑 (Microsoft YaHei)」、「等線 (DengXian)」などが簡体字フォントとして Windows に付属するが、使用する Windows のバージョンに依ることから本文中では挙げないこととした。
- (23) 原文「對外漢語教學應當教授普通話和規範漢字。」
- (24) ただし、教育分野と言えども、商業利用とされる出版物は、DTP (DeskTop Publishing) 作業の過程において、Windows 付属以外の商用フォントの利用が多用されるので必ずしもこの限りではない。
- (25) 國家發展委員會檔案管理局 <http://www.archives.gov.tw/> より PDF 形式で閲覧可能（閲覧日：2017/8/10）。
- (26) 台湾では、本国人向け国語教育と区別するために、特に対象を外国人に向けた中国語教育のことを、現在では華語文教學と呼んでいる。本稿でも、これに従い、文中において「台湾で行われている外国人向け中国語教育」のことを華語文教學と表記することとした。
- (27) 葉 (2003, p. 10) は、学習の第一段階には、漢字の部首・筆順が正確にできることが、ライティングにおける目標の一つであるとしている。
- (28) 筆者の所有する当該フォントと教科書を照らし合わせた目視による。
- (29) 日本でも JIS2004 字形対応といったかたちで、MS 明朝の「辻」のしんによろが一点から二点になるなど、細部において字形の変更が施された実例はあるが、台湾の新細明體のように文字のほとんどにおいて変更が施されたのとは少々意味合いが異なる。

#### 引用文献

- 胡裕樹主編（2008）『現代漢語重訂本』，上海：上海教育出版社
- 世界華語文教育會（2012）『國語運動百年史略』，台北：國語日報社
- 曾榮汾（1994）「教育部標準字體研訂的概況簡介」，『第五屆中國文字學學術研討會論文』，pp. 101-122
- 中田正心（1982）「標準字体私見——台湾省の「常用国字標準字体表」について——」，『中央学院大学論叢第 17 卷第 2 号』 pp. 115-145
- 張金蘭（2014）「法國漢字教學現況及其對台灣華語文教學的啟示」，『中原華語文學報 13』，pp. 29-52
- 葉德明（2003）『華語文教學規範與理論基礎』，台北：師大書苑
- 邵敬敏（2007）『現代漢語通論』，上海：上海教育出版社
- 關之英（2012）「中文作為第二語言：教學誤區與對應教學策略之探究」，『中國語文通訊 第 91 卷 第 2 期』，pp. 61-82